

日本カヌー連盟 カヌースラローム競技規則（JCFルール）

2009年4月改正
2010年4月印刷発行
2013年4月改正
2015年4月改正印刷発行
2017年4月改正印刷発行

目次

第1章 総則
第1条 定義、目的
第2条 競技会
第3条 競技者(選手)
第4条 競技会日程
第5条 最少参加者
第2章 種目・艇の構造・商標
第6条 種目
第7条 艇・パドル・付属品
第3章 競技会組織および競技規則
第8条 役員及び委員会
第9条 役員の職務
第10条 競技会要項
第11条 参加申し込み(エントリー)
第12条 参加申し込みの受理
第13条 発艇順
第14条 競技
第15条 競技日程(プログラム)
第16条 参加申し込みの変更及び棄権
第17条 ゼッケン(ピブ)
第18条 監督への通告及び会議
第19条 安全装置
第20条 コース
第21条 コースの承認
第22条 ノンストップレーニング
第23条 発艇
第24条 発艇間隔
第25条 不正発艇
第26条 ゴール
第27条 ゲート標識
第28条 漕航
第29条 ペナルティー
第30条 審判の合同
第31条 コースを開け渡す処置
第32条 転覆と脱艇
第33条 計時
第34条 成績の計算と掲示
第35条 テッドヒート(同成績の順位決定)
第36条 調査、抗議
第37条 競技委員会への提訴
第38条 審議委員会への提訴
第39条 連盟理事会への提訴
第40条 漕行における失格(DSQ-R)
第41条 競技会全体における失格(DQB)
第42条 アンチドーピングコントロール

第2章 種目・艇の構造・商標

第6条 種目

- 個人種目
 - 女子K-1、C-1、C-2
 - 男子K-1、C-1、C-2
 - 男女混合C-2
- 1.1 選手は2種目以上に出られるが日程、発艇順等の考慮はされない。
- 2 チーム種目
 - 女子3×K-1、3×C-1、3×C-2
 - 男子3×K-1、3×C-1、3×C-2
 - 男女混合3×C-2
- 2.1 一人の選手は一つのチーム種目にもみ参加できる。
- 2.2 一人の選手は個人種目と異なったチーム種目に参加してもよい。
- 2.3 競技が2回の漕行で構成されるとき、最初と2回目の漕行でチームのメンバーを変更してもよい。
 - 一つのチームでただ一つの艇だけを変更する事が出来る。
 - この変更は2回目の競技開始20分前までに発艇主任に文書で提出しなければならない。

第3章 競技会組織および競技規則

第9条 役員の職務

- 競技会会長
競技運営の最高責任者である。
- 審議委員長(審議委員会)
審議委員会を統括して、競技委員会の判定に対する抗議の訴求を受けて、これを判定する。
- 競技委員長
競技委員会を統括して、競技規則により競技を統括する。又コース承認委員会の一員である。
- 技術部長
競技会開催の諸準備、必要な設備の設置及び維持、管理を行う。又コース承認委員会の一員である。
審判部長と連携し、競技運営にあたる。
- 総務部長
総務事項全般をつかさどる。特に競技に関わる文書の保管の責任を持つ。
- 審判部長
競技規則に従い正しく確実に運営する。又、競技会規則を適用し、選手を失格にしたり、再レースに臨ませることも出来る。判定にかかわる問題については、審判部長が最終決定者となる。レースに公式のテレビ(映像)が存在する場合には、審判部長はその映像を自らの情報として利用することができる。ペナルティーに関する抗議に対して審判部長が下した結論は決定事項となり、それ以上の抗議は受け付けられない。又審判部長はコース承認委員会の一員である。
- 副審判部長
競技委員長、審判部長を補佐し競技資料の作成(審判員の統括、配置決定、調査・抗議資料の取りまとめ)等を行う。
- 区間審判主任
区間審判主任は担当区間の審判員を統括する。現場判定の問題点を調査依頼と審判員への情報伝達を行う。区間の判定については判定状況を記録に残さなければならない。
- 区間審判員(トランスミッションジャッジ)
区間審判員はプライマリジャッジを置かない場合、指定されたコース区間において現場での判定の最終責任者であり、正しいペナルティーあるいは正しい判断を保障する責任がある。区間のゲート審判員の意見を聴取し、ペナルティーがあるかどうかの判断をする。又その状況を記録に残す。区間審判員はすべての選手に対して公正な漕行が保証されるように競技の進行状況を観察する。プライマリジャッジを置く場合は、その判定結果を記録帳に記入し、自分の判定結果は所定の欄に記録し競技本部へ伝達しなければならない。又区間審判員は各ゲートのペナルティーを表示板で示す。
- 区間審判補助員(アシスタントトランスミッションジャッジ)
トランスミッションジャッジの判定結果を記録し、競技本部に伝達する。又トランスミッションジャッジの判定の補助をする。

- ゲート審判員
ゲート審判員は、各ゲートにおいて正しいペナルティーを科し、正しい判定を行う責任がある。又近くのゲート審判員の判断を尊重しなければならない。すなわちそれぞれのゲートの進退を観察するにあたっては、より適切な場所にいる審判員の判断は特に尊重しなければならない(より適切な場所とは、距離の近い場所、あるいは距離が離れていてもそれぞれのケースで観察しやすい角度にある場所を意味する)。
又ゲート審判員は、より観察しやすい位置にいて特別な権限と任務を与えられているゲートがある場合には、そのゲートの審判員を援助しなければならない。ゲート審判員は、各選手について明確に文書で記録しなければならない。又すべての選手に対し公平な漕航が保証されるようレースの進行を監視する。各ゲート審判員は、自分が選手に科そうとするペナルティーを区間審判員に見えるように合図しなければならない。
競技委員長、審判部長が指名した場合は限定したゲートにおいて現場での最終判定権限を持つプライマリジャッジにすることがある。
- ビデオジャッジコーディネーター
ビデオジャッジシステムのハード、ソフトの運用維持管理を行う。

日本カヌー連盟 カヌースラローム競技規則（JCFルール）

2019 改正

2009年4月改正
2010年4月印刷発行
2013年4月改正
2015年4月改正印刷発行
2017年4月改正印刷発行
2019年4月改正印刷発行

第1章 総則
第1条 定義、目的
第2条 競技会
第3条 競技者(選手)
第4条 競技会日程
第5条 最少参加者
第2章 種目・艇の構造・商標
第6条 種目
第7条 艇・パドル・付属品
第3章 競技会組織および競技規則
第8条 役員及び委員会
第9条 役員の職務
第10条 競技会要項
第11条 参加申し込み(エントリー)
第12条 参加申し込みの受理
第13条 発艇順
第14条 競技
第15条 競技日程(プログラム)
第16条 参加申し込みの変更及び棄権
第17条 ピブ
第18条 監督への通告及び会議
第19条 安全装置
第20条 コース
第21条 コースの承認
第22条 ノンストップレーニング
第23条 発艇
第24条 発艇間隔
第25条 不正発艇
第26条 ゴール
第27条 ゲート標識
第28条 漕行
第29条 ペナルティー
第30条 審判の合同
第31条 コースを開け渡す処置
第32条 転覆と脱艇
第33条 計時
第34条 成績の計算と掲示
第35条 テッドヒート(同成績の順位決定)
第36条 調査、抗議
第37条 競技委員会への提訴
第38条 審議委員会への提訴
第39条 連盟理事会への提訴
第40条 漕行における失格(DSQ-R)
第41条 競技会全体における失格(DQB)
第42条 アンチドーピングコントロール

第2章 種目・艇の構造・商標

第6条 種目

- 個人種目
 - 女子K-1、C-1、C-2 **英語表記はWK1.WC1.WC2**
 - 男子K-1、C-1、C-2 **英語表記はMK1.MC1.MC2**
 - 男女混合C-2 **英語表記はXC2**
- 1.1 選手は2種目以上に出られるが日程、発艇順等の考慮はされない。
- 2 チーム種目
 - 女子3×K-1、3×C-1、3×C-2 **英語表記は3×WK1.3×WC1.3×WC2**
 - 男子3×K-1、3×C-1、3×C-2 **英語表記は3×MK1.3×MC1.3×MC2**
 - 男女混合3×C-2 **英語表記は3×XC2**
- 2.1 一人の選手は一つのチーム種目にもみ参加できる。
- 2.2 一人の選手は個人種目と異なったチーム種目に参加してもよい。
- 2.3 競技が2回の漕行で構成されるとき、最初と2回目の漕行でチームのメンバーを変更してもよい。
 - 一つのチームでただ一つの艇だけを変更する事が出来る。
 - この変更は2回目の競技開始20分前までに発艇主任に文書で提出しなければならない。

第3章 競技会組織および競技規則

第9条 役員の職務

- 競技会会長
競技運営の最高責任者である。
- 審議委員長(審議委員会)
審議委員会を統括して、競技委員会の判定に対する抗議の訴求を受けて、これを判定する。
- 競技委員長
競技委員会を統括して、競技規則により競技を統括する。又コース承認委員会の一員である。
- 技術部長
競技会開催の諸準備、必要な設備の設置及び維持、管理を行う。又コース承認委員会の一員である。
審判部長と連携し、競技運営にあたる。
- 総務部長
総務事項全般をつかさどる。特に競技に関わる文書の保管の責任を持つ。
- 審判部長
競技規則に従い正しく確実に運営する。又、競技会規則を適用し、選手を失格にしたり、再レースに臨ませることも出来る。判定にかかわる問題については、審判部長が最終決定者となる。レースに公式のテレビ(映像)が存在する場合には、審判部長はその映像を自らの情報として利用することができる。ペナルティーに関する抗議に対して審判部長が下した結論は決定事項となり、それ以上の抗議は受け付けられない。又審判部長はコース承認委員会の一員である。
- 副審判部長
競技委員長、審判部長を補佐し競技資料の作成(審判員の統括、配置決定、調査・抗議資料の取りまとめ)等を行う。
- 区間審判主任
区間審判主任は担当区間の審判員を統括する。副審判員がない場合は、その職務を代行する。担当区間のDNFを本部に連絡すると共に、他区間のDNF等の情報をT/Vに伝達する。
- 区間審判員(トランスミッションジャッジ)
区間審判員はプライマリジャッジを置かない場合、指定されたコース区間において現場での判定の最終責任者であり、正しいペナルティーあるいは正しい判断を保障する責任がある。区間のゲート審判員の意見を聴取し、ペナルティーがあるかどうかの判断をする。又その状況を記録に残す。区間審判員はすべての選手に対して公正な漕行が保証されるように競技の進行状況を観察する。プライマリジャッジを置く場合は、その判定結果を記録帳に記入し、自分の判定結果は所定の欄に記録し競技本部へ伝達しなければならない。又区間審判員は各ゲートのペナルティーを表示板で示す。
- 区間審判補助員(アシスタントトランスミッションジャッジ)
区間審判員(トランスミッションジャッジ)の判定結果を記録し、競技本部に伝達する。又区間審判員(トランスミッションジャッジ)の判定の補助をする。
- ゲート審判員
ゲート審判員は、各ゲートにおいて正しいペナルティーを科し、正しい判定を行う責任がある。又近くのゲート審判員の判断を尊重しなければならない。すなわちそれぞれのゲートの進退を観察するにあたっては、より適切な場所にいる審判員の判断は特に尊重しなければならない(より適切な場所とは、距離の近い場所、あるいは距離が離れていてもそれぞれのケースで観察しやすい角度にある場所を意味する)。
又ゲート審判員は、より観察しやすい位置にいて特別な権限と任務を与えられているゲートがある場合には、そのゲートの審判員を援助しなければならない。ゲート審判員は、各選手について明確に文書で記録しなければならない。又すべての選手に対し公平な漕航が保証されるようレースの進行を監視する。各ゲート審判員は、自分が選手に科そうとするペナルティーを区間審判員に見えるように合図しなければならない。
競技委員長、審判部長の判断で、限定したゲートについて現場での最終判定権限を持つプライマリジャッジに指名される。
- ビデオジャッジコーディネーター
ビデオジャッジシステムのハード、ソフトの運用維持管理を行う。

13 ビデオジャッジ

コース内に運営側にて準備したビデオシステムを運用し、審判部長のゲートジャッジの最終判定のための資料を提供する。

14 発艇員

選手のスタート順を確認して、発艇の合図をする。次の場合、選手の発艇を拒否する。

- (1) 安全規則が守られていない場合。
- (2) コールされた後で指定時刻に発艇線にいない場合。
- (3) ゼッケンライフジャケット(検定リボン)を適切に付けていない場合。
- (4) 発艇員の指示に従わない場合。

15 発艇検艇員

発艇順に従い選手のスタート位置への呼び込みが必要な場合に置く。

16 決勝審判員

発艇員と連絡を密にして、選手のゴールを決定する。

17 計時員

正確な時間を測定し、これを集計本部に連絡する。

18 集計主任

競技成績の算出に責任を持ち、それを公表する。

19 コースデザイナー

コースの設計、及び競技中のコースの原型維持に責任を持ち、常に修理や調整の準備が出来ている事。又コースデザイナーはコース承認委員会の一員である。

20 検定員

有効な連盟公認シールが固定されているか、競技に参加する艇及びライフジャケットが規則にあっていのかを点検し、合格の印を付ける。あわせてヘルメットの安全確認を行う。

21 安全主任

救助班とともに状況に応じて脱離した選手、危機に瀕している選手等の救助にあたる。重大な事故を想定するためのに必要な安全設備、救助品を準備する責任を持つ。

22 報道員

報道関係者、関係機関等に、情報や競技結果を配布する。

報道員は、競技中のあらゆる部所、役員等に接することができる。

23 放送員

競技会場で競技の案内、説明、選手の紹介等を放送する。開会式、表彰式、閉会式等の案内をする。

24 通信員

通信業務を行なう。

25 記録員

競技委員長、審判部長、集計主任の確認を経て保存用、広報用、放送用等の記録を作成する。

26 式典表彰員

開会式、表彰式、閉会式の進行を行い、総務部長を補佐し、入賞者の表彰を行う。

27 コース、会場施設員

技術部長、コースデザイナーの指揮で、競技規則にもとづき競技コース、会場設備を作成して、競技期間中その管理、保全につとめる。

28 医事員

競技期間中の医事全般をつかさどる。

29 デモンストレーター

競技開始にもないコースの試漕を行う。

第17条 ゼッケン(ピブ)

- 1 主催者が提供するゼッケン(ピブ)は胸と背中に付けなければならない。両面には大会名、メインスポンサー名が表示できる。
- 2 ピブは少なくとも15cmの白地に番号の高さは11cm,文字の太さは1.5cm以上でなければならない。
- 3 ゼッケンは、見えるようにつけなければならない。
- 4 O-2では前漕着者(バウマン)が着用する。
- 5 各選手は、そのゼッケンの管理に責任を持つ。

第20条 コース

- 1 コースは、全長にわたり航行できるものとし、O1の右漕ぎ、左漕ぎの選手に同じような条件とする。
 - (1) 理想的なコースは次のような条件を含むものである。
 - (2) 選手に襲つたの選択枝を提供するコンビネーションゲートを最低1箇所設ける。
 - (3) 常に流れの方向が変わり、湧き上がる動きのある(渦、波、急流)技術的に難易度を伴う流れである事。
 - (4) コースの距離は発艇線から決勝線までで、200m以上(潮定は中央ラインで行う)、400m以下となるようにしなければならない。コースデザイナーの目安として、男子K1がおよそ95秒で漕ぎきれればならない。競技コースの両端には競技者のためのクルーダウンウォームアップのための十分な場所があることが好ましい。これらのスペースはスタート、フィニッシュエリアに影響を与えなく、全ての選手が利用できるものでなければならない。
 - (5) コースは最大25ゲート、最小15ゲートよりなり、その中で6ゲートが漕ぎ上がり(アップストリーム)ゲートであること。
 - (6) 1) スタートとフィニッシュの位置及び運営は、事前に審判部長の承認が必要。
 - (7) 最後のゲートと決勝線の間の距離は15m以上、25m以下でなければならない。
 - (8) 主催者は選手にとって出来る限り不安なく、あるいは不便なく競技できるようなコースを選ばなければならない。ゲートは、正しい航行可能にし、ペナルティーの判定が正しく行えるように配置され、(ボールの色と番号札によって)明確にわかるように設置されなければならない。
 - 4 競技中に著しい水位の変化に気づき、それが修正可能と審判部長が判断した場合、元の水位に回復するまでその競技を止めることができる。
 - 5 競技中異常事態が生じコースの性格とデザインが変わった場合、審判部長だけがゲートの変更ができる。

第26条 ゴール

- 1 ゴール(決勝)線は両側(岸)に、非常にはっきりした印を設けなくてはならない。
- 2 選手の手は選手の手がフィニッシュラインを切った時点で終了する。フィニッシュラインを2回以上通過した場合には、そのランが失格となる(DSQ-R)。
- 3 チーム種目においては、3艇すべてが15秒以内に決勝線を通過しなくてはならない。(29.4.6条 参照)
- 4 選手が脱艇した場合、あるいは転覆状態で決勝線を切った場合(決勝審判員の判断による)、ゴールとはみなされない(DNF)。

第28条 漕航

- 1 ゲートはすべて、番号順に漕航されなければならない。
- 2 すべてのゲートはゲート番号標示板に表示されている正しい側から漕航されなければならない。
- 3 ゲートラインは、あらゆる状況において、2本のボールの底部のそれぞれの外側の角を結んだラインとして定義される。ボールの底部の外側の角とそこから鉛直方向に投影させた河床の点を結んだラインもゲートラインとして定義する。
- 4 そのゲートの漕航には次の条件が満たされなければならない。
 - (1) 漕航は、艇、選手の身体またはバドルがゲートボールに触れたとき、または選手(O-2では一方の選手)の頭の一部がゲートラインを切ったときに開始される。
 - (2) 漕航は次のゲートの漕航が開始されるか、又は決勝ランを切った時終了する。
 - 3 ゲートが正しく漕航されたと判断するためには下記の状況が満足されなければならない。
 - (1) 選手(O-2の場合二人)の頭の一部が、ゲートの正しい側面とコース図面に従って、ゲートラインを通過する。
 - (2) 艇の一部が頭の一部と同時に、ゲートラインを通過する。

第29条 ペナルティー

- 1 Oペナルティー秒
 - いかなる体の部分、装備、バドル、艇がボールと接触することなく正しい漕航が行われた場合。
- 2 ペナルティー秒
 - ボールの一方または両方に触れて、正しい漕航がおこなわれた場合。
 - 3 同一のボールあるいは両方のボールに、再度触れた場合、ペナルティー評価は1回限りとする。
 - 4 50ペナルティー秒
 - (1) そのゲートの正しい漕航をしないで1つのゲート(1ボールあるいは2ボール)に触れた場合。
 - (2) 通過を行うために、ゲートを故意にプッシュした場合。
 - 故意のプッシングの定義は下記の通りとする。
 - 1. 選手がそのゲートを漕航する位置にいない場合
 - 2. 選手がそのゲートを漕航するために予期しない(ストローク、体の)動きをした場合
 - 3. 艇(O2では、1人又は2人の選手)の頭が転覆の状態でも正しい方向でゲートラインを切り正しいやり直しをせずに、次のゲートの漕航を開始した場合。転覆の定義は32条1による。
 - (4) 次(下流)のゲートが漕航される前にそのゲートの漕航が正しい方向で始まり、正しい方向に終わらぬで、ゲートの漕航中に競技者の頭部のいかなる部分があつた方向にゲートラインを切った場合。
 - (5) ゲート不通過の場合
 - そのゲート以外の次のゲートの漕航が始まったとき、又は決勝線を通過したとき、そのゲートを通過しなかったことが決定される。
- (6) チーム種目では、全艇が15秒以内に決勝線を通過しなかった場合。
- (7) 頭の一部のみ(O2の場合は1人または2人の選手)の頭の一部が指定された方向にゲートラインを切り(艇の位置に拘わらず)、指定通りの漕航をするためのやり直しをせずに次のゲートの漕航を開始した場合。

第30条 審判の合図

- 1 合図される表示板(ディスク)は、ペナルティー(罰点)を観客に知らせるために用いる。
 - (1) 赤色板は、両面に黒く数字で50と記されたもの。
 - (2) 黄色板は、両面に黒く数字で2と記されたもの。
- 2 この合図は、次の規則によって行われる。
 - (1) ゲートを無失失で通過する場合、合図は行わない。
 - (2) ペナルティーを伴う漕航は、ペナルティー秒に応じて、2または50と記された表示板をしっかりと掲げて示される。
 - (3) 失格または除外は、赤色板を横へ左右に振って示される。

第31条 コースを開け渡す処置

- 1 選手は、他の選手に追いつかれた場合、区間審判員のホイッスルで注意を繰り返した時には、進路を他の選手に明け渡さなければならない。

13 ビデオジャッジ

コース内に運営側にて準備したビデオシステムを運用し、審判部長のゲートジャッジの最終判定のための資料を提供する。

14 発艇員

選手のスタート順を確認して、発艇の合図をする。次の場合、選手の発艇を拒否する。

- (1) 安全規則が守られていない場合。
- (2) コールされた後で指定時刻に発艇線にいない場合。
- (3) ゼッケンライフジャケット(検定リボン)を適切に付けていない場合。
- (4) 発艇員の指示に従わない場合。

15 発艇検定員

発艇順に従い選手のスタート位置への呼び込みが必要な場合に置く。

16 決勝審判員

発艇員と連絡を密にして、選手のゴールを決定する。

17 計時員

正確な時間を測定し、これを集計本部に連絡する。

18 集計主任

競技成績の算出に責任を持ち、それを公表する。

19 コースデザイナー

コースの設計、及び競技中のコースの原型維持に責任を持ち、常に修理や調整の準備が出来ている事。又コースデザイナーはコース承認委員会の一員である。

20 検定員

有効な連盟公認シールが固定されているか、競技に参加する艇及びライフジャケットが規則にあっていのかを点検し、合格の印を付ける。あわせてヘルメットの安全確認を行う。

21 安全主任

救助班とともに状況に応じて脱離した選手、危機に瀕している選手等の救助にあたる。重大な事故を想定するためのに必要な安全設備、救助品を準備する責任を持つ。

22 報道員

報道関係者、関係機関等に、情報や競技結果を配布する。

報道員は、競技中のあらゆる部所、役員等に接することができる。

23 放送員

競技会場で競技の案内、説明、選手の紹介等を放送する。開会式、表彰式、閉会式等の案内をする。

24 通信員

通信業務を行なう。

25 記録員

競技委員長、審判部長、集計主任の確認を経て保存用、広報用、放送用等の記録を作成する。

26 式典表彰員

開会式、表彰式、閉会式の進行を行い、総務部長を補佐し、入賞者の表彰を行う。

27 コース、会場施設員

技術部長、コースデザイナーの指揮で、競技規則にもとづき競技コース、会場設備を作成して、競技期間中その管理、保全につとめる。

28 医事員

競技期間中の医事全般をつかさどる。

29 デモンストレーター

競技開始にもないコースの試漕を行う。

第17条 ピブ

- 1 主催者が提供するピブは胸と背中に付けなければならない。両面には大会名、メインスポンサー名が表示できる。
- 2 ピブは少なくとも15cmの白地に番号の高さは11cm,文字の太さは1.5cm以上でなければならない。
- 3 ピブは、見えるようにつけなければならない。
- 4 O-2では前漕着者(バウマン)が着用する。
- 5 各選手は、そのピブの管理に責任を持つ。

第20条 コース

- 1 コースは、全長にわたり航行できるものとし、O1の右漕ぎ、左漕ぎの選手に同じような条件とする。
 - (1) 理想的なコースは次のような条件を含むものである。
 - (2) 選手に襲つたの選択枝を提供するコンビネーションゲートを最低1箇所設ける。
 - (3) 常に流れの方向が変わり、湧き上がる動きのある(渦、波、急流)技術的に難易度を伴う流れである事。
 - (4) コースの距離は発艇線から決勝線までで、150m以上(潮定は中央ラインで行う)、400m以下となるようにしなければならない。コースデザイナーの目安として、男子K1がおよそ95秒で漕ぎきれればならない。競技コースの両端には競技者のためのクルーダウンウォームアップのための十分な場所があることが好ましい。これらのスペースはスタート、フィニッシュエリアに影響を与えなく、全ての選手が利用できるものでなければならない。
 - (5) コースは最大25ゲート、最小15ゲートよりなり、その中で6ゲートまたは8ゲートが漕ぎ上がり(アップストリーム)ゲートであること。
 - (6) 1) スタートとフィニッシュの位置及び運営は、事前に審判部長の承認が必要。
 - (7) 最後のゲートと決勝線の間の距離は15m以上、25m以下でなければならない。
 - (8) 主催者は選手にとって出来る限り不安なく、あるいは不便なく競技できるようなコースを選ばなければならない。ゲートは、正しい航行可能にし、ペナルティーの判定が正しく行えるように配置され、(ボールの色と番号札によって)明確にわかるように設置されなければならない。
 - 4 競技中に著しい水位の変化に気づき、それが修正可能と審判部長が判断した場合、元の水位に回復するまでその競技を止めることができる。
 - 5 競技中異常事態が生じコースの性格とデザインが変わった場合、審判部長だけがゲートの変更ができる。

第26条 フィニッシュ

- 1 フィニッシュラインは両側(岸)に、非常にはっきりした印で示されなければならない。
- 2 選手の手は選手の手(スリットビデオの場合は、ヘルメットの先端)がフィニッシュラインを切った時点で終了する。フィニッシュラインを2回以上通過した場合には、そのランが失格となる(DSQ-R)。
- 3 チーム種目においては、3艇すべてが15秒以内にフィニッシュラインを通過しなくてはならない。(29.4.6条 参照)
- 4 選手が脱艇した場合、あるいは転覆状態でフィニッシュラインを切った場合(決勝審判員の判断による)、ゴールとはみなされない(DNF)。

第28条 漕行

- 1 ゲートはすべて、番号順に漕行されなければならない。
- 2 すべてのゲートはゲート番号標示板に表示されている正しい側から漕行されなければならない。
- 3 ゲートラインは、あらゆる状況において、2本のボールの底部のそれぞれの外側の角を結んだラインとして定義される。ボールの底部の外側の角とそこから鉛直方向に投影させた河床の点を結んだラインもゲートラインとして定義する。
- 4 そのゲートの漕行には次の条件が満たされなければならない。
 - (1) 漕行は、艇、選手の身体またはバドルがゲートボールに触れたとき、または選手(O-2では一方の選手)の頭の一部がゲートラインを切ったときに開始される。
 - (2) 漕行は次のゲートの漕行が開始されるか、又はフィニッシュラインを切った時終了する。
 - 3 ゲートが正しく漕行されたと判断するためには下記の状況が満足されなければならない。
 - (1) 選手(O-2の場合二人)の頭の一部が、ゲートの正しい側面とコース図面に従って、ゲートラインを通過する。
 - (2) 艇の一部が頭の一部と同時に、ゲートラインを通過する。

第29条 ペナルティー

- 1 Oペナルティー秒
 - いかなる体の部分、装備、バドル、艇がボールと接触することなく正しい漕航が行われた場合。
- 2 ペナルティー秒
 - ボールの一方または両方に触れて、正しい漕行がおこなわれた場合。
 - 3 同一のボールあるいは両方のボールに、再度触れた場合、ペナルティー評価は1回限りとする。
 - 4 50ペナルティー秒
 - (1) そのゲートの正しい漕航をしないで1つのゲート(1ボールあるいは2ボール)に触れた場合。
 - (2) 通過を行うために、ゲートを故意にプッシュした場合。(次のゲートに触れたり、通過しなければやり直し可能。)
 - 故意のプッシングの定義は下記の通りとする。
 - 1. 選手がそのゲートを漕行する位置にいない場合
 - 2. 選手がそのゲートを漕行するために予期しない(ストローク、体の)動きをした場合
 - 3. 艇(O2では、1人又は2人の選手)の頭が転覆の状態でも正しい方向でゲートラインを切り正しいやり直しをせずに、次のゲートの漕行を開始した場合。転覆の定義は32条1による。
 - (4) 次(下流)のゲートが漕行される前にそのゲートの漕行が正しい方向で始まり、正しい方向に終わらぬで、ゲートの漕行中に競技者の頭部のいかなる部分があつた方向にゲートラインを切った場合。
 - (5) ゲート不通過の場合
 - そのゲート以外の次のゲートの漕行が始まったとき、又はフィニッシュラインを通過したとき、そのゲートを通過しなかったことが決定される。
- (6) チーム種目では、全艇が15秒以内にフィニッシュラインを通過しなかった場合。
- (7) 頭の一部のみ(O2の場合は1人または2人の選手)の頭の一部が指定された方向にゲートラインを切り(艇の位置に拘わらず)、指定通りの漕行をするためのやり直しをせずに次のゲートの漕行を開始した場合。

第30条 審判の合図

- 1 合図される表示板(ディスク)は、ペナルティー(罰点)を観客に知らせるために用いる。
 - (1) 赤色板は、両面に黒く数字で50と記されたもの。
 - (2) 黄色板は、両面に黒く数字で2と記されたもの。
- 2 この合図は、次の規則によって行われる。
 - (1) ゲートを無失失で漕行する場合、合図は行わない。
 - (2) ペナルティーを伴う漕行は、ペナルティー秒に応じて、2または50と記された表示板をしっかりと掲げて示される。
 - (3) 失格または除外は、赤色板を横へ左右に振って示される。

第31条 コースを開け渡す処置

- 1 選手は、他の選手に追いつかれた場合、区間審判員のホイッスルで注意を繰り返した時には、進路を他の選手に明け渡さなければならない。

- 2 追い越す選手は、水路を適正に滑航するよう試みていなければならない。選手がゲートを抜かし、その結果として追い越そうとしている場合、選手は自分が接近している選手に妨害をしてはならない。
- 3 選手が妨害をされた場合、審判部長の判断で再レースを行うことができる。

第33条 計時

- 1 競技のタイムは、次のように計測される。
 - 選手の身体あるいは(身体、又は艇につけた)計測装置が、はじめて発艇線を切った時から、選手の身体(C-2の場合は、前滑者の身体)又は計測装置がフィニッシュラインを切った時までのタイムを計測する。チーム競技の場合は、最初の艇の出発時から最後の艇の到着時までのタイムを計測する。フィニッシュラインを通過中は、選手はハンドルを両手に保持しなければならない。そして体が決勝線を切る前にハンドルでビームラインを切らなければならない(この判断は決勝審判員により行われる)。
 - 2 それぞれの滑行の計時は最低100分の1秒まで正確でなければならない、そして結果は100分の1秒まで報告されなければならない。(例:1分、30秒と100分の5秒のランは90.05と報告される。)
 - 3 日本選手権大会、国民体育大会、その他連盟が指定した大会においては光電子システムによるものが望ましい。その場合は、発艇線、決勝線はその計測範囲とする。又必ずスリット線及びスリット板を設置して、準備的に手動式計測をする。

第34条 成績の計算と掲示

- 1 成績の計算には、次の式を用いる:
最も良いランの所要時間(秒)+ペナルティー秒=結果
- (1) 個人種目の各滑行におけるスコアの例
滑行の所要時間:2'20".82=60+60+20.82=140.82秒
ペナルティー秒:2+2+50=54.00秒
合計=194.82秒
- (2) チーム種目の各滑行におけるスコアの例
滑行の所要時間:2'20".82=60+60+20.82=140.82秒
一番目のボートのペナルティー秒:104.00秒
二番目のボートのペナルティー秒:154.00秒
三番目のボートのペナルティー秒:56.00秒
合計=454.82秒
- 2 成績の集計が判明次第、出来るだけ早く、発艇番号、ゼッケン、ペナルティーおよび所要時間を発表し、抗議を申し入れる時間が経過するまで、所定の場所に掲示しなければならない。
- 3 次の略語が成績を報告するとき使用される。

DNF	ゴールしなかった
DNS	スタートしなかった
DSQ-R	当該滑行の失格
DQB	競技からの失格
- 4 少なくとも1回のランで記録を残した場合、その選手は記録に基づき順位付けされる。
- 5 1回の滑航の場合、DNF、またはDSQ-R、あるいは2回の滑航の場合でDNSとDSQ-Rを受けた選手、またはチームは999ポイントで表示される。
- 6 DNSのみの選手は順位付けされない。(2滑1塚の場合DNS+DNSは記録が残らない)。
- 7 AD決勝(又は準決勝、決勝)においてDNFまたはDSQ-Rを受けた選手はその試滑において、最下位とされる。
- 8 いくつかのランを含む結果表示には、完滑したランだけが示されるものとする。
- 9 DQBを受けた艇は競技会全体から除外され、順位付けはされない。DQBを受けた時点で既に掲示された記録はそのままとするが、最終記録から除外される。
- 10 選手が脱艇した場合、あるいは転覆した状態でゴールを切った場合、選手又はチームはDNFを受ける。

第36条 調査、抗議

- 1 レースに出場しようとしている選手に対する抗議は、遅くとも当該レース開始1時間前までに競技委員会の一人に通知されなければならない。事後抗議(疑問が生じたレースが開催された日から30日以内に行われる抗議)は抗議を行う県協会が当該開始の1時間以内に抗議が成り立つ事実を知ることが出来なかったことを連盟理事会に証明出来た場合にのみ許される。
- 2.1 チームの監督はそのチームの選手の判定と計時について各大会、各種目、各フェーズ(予選、決勝等)、各艇につき1回限り「調査(インクワイアリー)」を依頼することができる。審判部長は、調査の処理にあたっては可能な限りの情報を精査するものとし、その結果をもって最終結論を下した後はさらなる調査、抗議は受け付けない。調査は当該レースの結果速報が掲示された後、5分以内になされた場合のみ受理される。調査の供託金は1件、1,000円とする。この調査結果により監督の申し出が事実と認定した場合には、供託金は没収され、大会本部に帰属する。
- 2.2 チームの監督は、他のチームの選手の判定について各大会1回限り「調査(インクワイアリー)」を依頼することができる。審判部長は調査の処理にあたっては可能な限りの情報を精査するものとし、その結果をもって最終結論を下した後はさらなる調査、抗議は受け付けない。調査は当該レースの結果速報が掲示された後、5分以内になされた場合のみ受理される。調査の供託金は1件、1,000円とする。この調査結果により監督の申し出が事実と認定した場合は、この調査の権利は残り、調査供託金についても返金する。調査を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され、大会本部に帰属する。
- 2.3 チームの監督は、大会中に不測の事態(水量、障害物、ゲート位置の変化、追い越し、天候の悪化等)が発生した場合に抗議することができる。ただしその抗議は、当該レースの結果速報が掲示された後5分以内に、競技本部に対し抗議する意図が伝えられた場合のみ受理される。
- 2.4 抗議を正式抗議とするためには、チームの監督は抗議を文書で出さなければならない。それは当該レースの結果速報が掲示掲示された後20分以内に出さなければならない。審判部長はチームの監督からの抗議供託金を10,000円受け取る。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返還する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され大会本部に帰属する。
- 3 審判部長は抗議の合法性を評価し、複数の審判員の証言を聴取し、争点における他の情報を集めて判断し、決定を書面で伝える。

第40条 滑行における失格(DSQ-R)

- 1 以下の場合には、当該レースが失格となる。その判断は審判部長が行う。
 - 未後艇等。)
- 2 外部から以下の援助を受け競技を行った場合
 - 選手、艇に与えられたすべての援助失ったハンドル、予備ハンドルを与えたり、渡したり、投げたりすること
 - 選手以外の者が艇を押し、動かすこと
 - 電気音響装置またはトランシーバー(選手とその他の者の間)等により指示を与えること
- 3 チームの競技中の脱艇(参照:第32条)後は、チームの残りの選手は、意図的に次のゲートを滑航することは許されない。(DSQ-R)
- 4 ハンドルを両手で保持せず、体が決勝ラインを切る前ニハンドルで決勝ラインを切ろうとした場合。
- 5 予定通り発艇の準備が選手の怠慢で出来ていない場合。
- 6 すべてにおいて競技者が既定の発艇方法、特別な発艇指示に従わない場合。

付則

※本規則は昭和55年3月18日承認され昭和55年4月1日以降効力を発する

※昭和57年4月1日改正増補

※昭和61年4月1日改正増補

※平成元年4月1日改正増補

※本規則は連盟スラローム、ワイルドウォーター委員会が改正増補して、連盟理事会が承認したものであり、平成7年6月24日以降効力を発する

※本規則はオリンピック翌年の4月ごとに改正される

※平成10年4月1日改正増補

※平成13年4月14日改正増補

※平成18年4月1日改正増補

※平成21年4月1日改正

※平成22年4月1日改正増補

※平成27年4月1日改正

※平成29年4月1日改正

- 2 追い越す選手は、水路を適正に滑行するよう試みていなければならない。選手がゲートを抜かし、その結果として追い越そうとしている場合、選手は自分が接近している選手に妨害をしてはならない。
- 3 選手が妨害をされた場合、審判部長の判断で再レースを行うことができる。

第33条 計時

- 1 競技のタイムは、次のように計測される。
 - 選手の身体あるいは(身体、又は艇につけた)計測装置が、はじめて発艇線を切った時から、選手の身体(C-2の場合は、前滑者の身体)又は計測装置がフィニッシュラインを切った時までのタイムを計測する。チーム競技の場合は、最初の艇の出発時から最後の艇の到着時までのタイムを計測する。フィニッシュラインを通過中は、選手はハンドルを両手に保持しなければならない。そして体がフィニッシュラインを切る前にハンドルでビームラインを切らなければならない(この判断は決勝審判員により行われる)。
 - 2 それぞれの滑行の計時は最低100分の1秒まで正確でなければならない、そして結果は100分の1秒まで報告されなければならない。(例:1分、30秒と100分の5秒のランは90.05と報告される。)
 - 3 日本選手権大会、国民体育大会、その他連盟が指定した大会においては光電子システムによるものが望ましい。その場合は、発艇線、決勝線はその計測範囲とする。又必ずスリット線及びスリット板を設置して、準備的に手動式計測をする。

第34条 成績の計算と掲示

- 1 成績の計算には、次の式を用いる:
最も良いランの所要時間(秒)+ペナルティー秒=結果
- (1) 個人種目の各ランにおけるスコアの例
滑行の所要時間:2'20".82=60+60+20.82=140.82秒
ペナルティー秒:2+2+50=54.00秒
合計=194.82秒
- (2) チーム種目の各ランにおけるスコアの例
滑行の所要時間:2'20".82=60+60+20.82=140.82秒
一番目のボートのペナルティー秒:104.00秒
二番目のボートのペナルティー秒:154.00秒
三番目のボートのペナルティー秒:56.00秒
合計=454.82秒
- 2 成績の集計が判明次第、出来るだけ早く、発艇番号、ゼッケン、ペナルティーおよび所要時間を発表し、抗議を申し入れる時間が経過するまで、所定の場所に掲示しなければならない。
- 3 次の略語が成績を報告するとき使用される。

DNF	フィニッシュしなかった
DNS	スタートしなかった
DSQ-R	当該ランの失格
DQB	競技からの失格
- 4 少なくとも1回のランで記録を残した場合、その選手は記録に基づき順位付けされる。
- 5 1回のランの場合、DNF、またはDSQ-R、あるいは2回の滑航の場合でDNSとDSQ-Rを受けた選手、またはチームは999ポイントで表示される。
- 6 DNSのみの選手は順位付けされない、**DNS+表記される**。(2滑1塚の場合DNS+DNSは記録が残らない)。
- 7 **予選、準決勝、決勝**においてDNFまたはDSQ-Rを受けた選手はその**ラン**において、最下位とされる。
- 8 いくつかのランを含む結果表示には、完滑したランだけが示されるものとする。
- 9 DQBを受けた艇は競技会全体から除外され、順位付けはされない。DQBを受けた時点で既に掲示された記録はそのままとするが、最終記録から除外される。
- 10 選手が脱艇した場合、あるいは転覆した状態で**フィニッシュライン**を切った場合、選手又はチームはDNFを受ける。

第36条 調査、抗議

- 1 レースに出場しようとしている選手に対する抗議は、遅くとも当該レース開始1時間前までに競技委員会の一人に通知されなければならない。事後抗議(疑問が生じたレースが開催された日から30日以内に行われる抗議)は抗議を行う県協会が当該開始の1時間以内に抗議が成り立つ事実を知ることが出来なかったことを連盟理事会に証明出来た場合にのみ許される。
- 2.1 チームの監督は個人種目について、そのチームの選手の判定と計時について各大会、各種目、各フェーズ(予選、決勝等)、各艇につき1回限り「**ゲートについては1ゲートのみ**」調査(インクワイアリー)」を依頼することができる。チームレースについては、**1チーム1回の調査を依頼できる**。審判部長は、調査の処理にあたっては可能な限りの情報を精査するものとし、その結果をもって最終結論を下した後はさらなる調査、抗議は受け付けない。調査は当該レースの結果速報が掲示された後、5分以内になされた場合のみ受理される。調査の供託金は1件、1,000円とする。この調査結果により監督の申し出が事実と認定した場合は、この調査の権利は残り、調査供託金についても返金する。調査を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され、大会本部に帰属する。
- 2.2 チームの監督は、他のチームの選手の判定について各大会1回限り「調査(インクワイアリー)」を依頼することができる。審判部長は調査の処理にあたっては可能な限りの情報を精査するものとし、その結果をもって最終結論を下した後はさらなる調査、抗議は受け付けない。調査は当該レースの結果速報が掲示された後、5分以内になされた場合のみ受理される。調査の供託金は1件、1,000円とする。この調査結果により監督の申し出が事実と認定した場合は、この調査の権利は残り、調査供託金についても返金する。調査を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され、大会本部に帰属する。
- 2.3 チームの監督は、大会中に不測の事態(水量、障害物、ゲート位置の変化、追い越し、天候の悪化等)が発生した場合に抗議することができる。ただしその抗議は、当該レースの結果速報が掲示された後5分以内に、競技本部に対し抗議する意図が伝えられた場合のみ受理される。
- 2.4 **調査** 抗議を正式抗議とするためには、チームの監督は抗議を文書で出さなければならない。それは当該レースの結果速報が掲示掲示された後20分以内に出さなければならない。審判部長はチームの監督からの抗議供託金を10,000円受け取る。この供託金は、抗議が成立し認められた場合には返還する。抗議を撤回するか不成立で認められなかった場合には、供託金は没収され大会本部に帰属する。
- 3 審判部長は抗議の合法性を評価し、複数の審判員の証言を聴取し、争点における他の情報を集めて判断し、決定を書面で伝える。

第40条 ランにおける失格(DSQ-R)

- 1 以下の場合には、当該ランが失格となる。その判断は審判部長が行う。
 - 未後艇等。)
- 2 外部から以下の援助を受け競技を行った場合
 - 選手、艇に与えられたすべての援助失ったハンドル、予備ハンドルを与えたり、渡したり、投げたりすること
 - 選手以外の者が艇を押し、動かすこと
 - 電気音響装置またはトランシーバー(選手とその他の者の間)等により指示を与えること
- 3 チームの競技中の脱艇(参照:第32条)後は、チームの残りの選手は、意図的に次のゲートを**滑行**することは許されない。(DSQ-R)
- 4 ハンドルを両手で保持せず、体が**フィニッシュライン**を切る前にハンドルで**フィニッシュライン**を切ろうとした場合。
- 5 予定通り発艇の準備が選手の怠慢で出来ていない場合。
- 6 すべてにおいて競技者が既定の発艇方法、特別な発艇指示に従わない場合。

付則

※本規則は昭和55年3月18日承認され昭和55年4月1日以降効力を発する

※昭和57年4月1日改正増補

※昭和61年4月1日改正増補

※平成元年4月1日改正増補

※本規則は連盟スラローム、ワイルドウォーター委員会が改正増補して、連盟理事会が承認したものであり、平成7年6月24日以降効力を発する

※本規則はオリンピック翌年の4月ごとに改正される

※平成10年4月1日改正増補

※平成13年4月14日改正増補

※平成18年4月1日改正増補

※平成21年4月1日改正

※平成22年4月1日改正増補

※平成27年4月1日改正

※平成29年4月1日改正

※平成31年4月1日改正